

(お知らせ)

福島第二原子力発電所3号機における運転上の制限の逸脱について

平成19年10月26日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

当所3号機（沸騰水型、定格出力110万キロワット）は、定格熱出力一定運転中ですが、本日、非常用ガス処理系*¹（A）の定例試験を実施したところ、中央制御室の流量計の指示値がゼロのまま動かないことを確認いたしました。このため、当該系統が正常に動作していることを確認できないことから、午前10時20分、保安規定第51条に定める「運転上の制限」*²を満足していないと判断いたしました。

その後、保安規定にもとづき、午前10時47分までに非常用ガス処理系（B）が正常に動作することを確認いたしました。

今後、原因について調査いたします。

これによる外部への放射能の影響はありません。

以 上

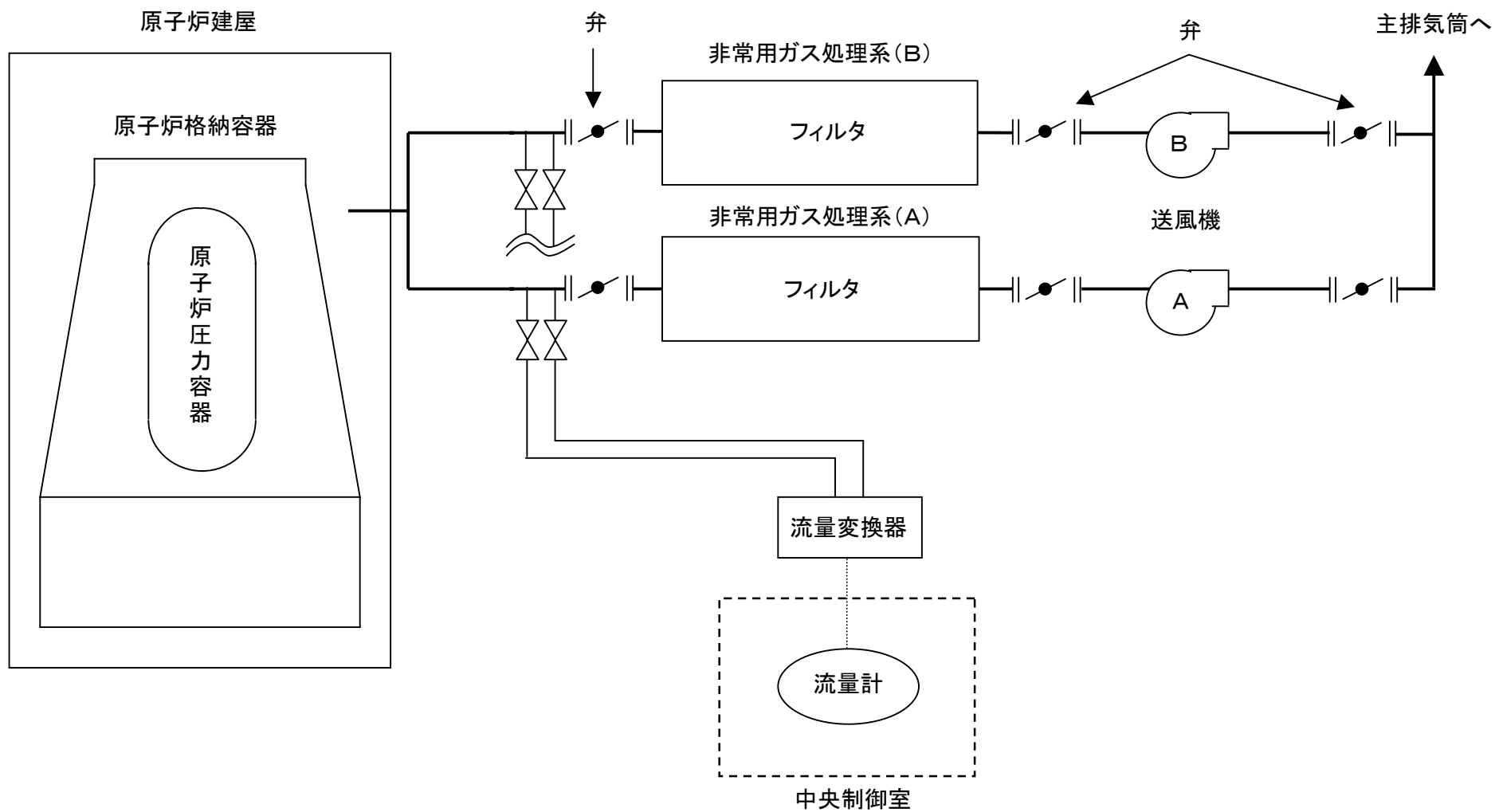
*1：非常用ガス処理系

原子炉建屋内で放射性物質の漏えいがあった場合、空気を高性能のフィルタで浄化して排気筒より放出する系統で、（A）、（B）の2系列ある。

*2：保安規定第51条に定める「運転上の制限」

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置にもとづき対応することになる。

保安規定第51条では、当該系統の2系列が動作可能であることが要求されており、1系列が動作不能の場合は、他の1系列について動作可能であることをすみやかに確認するとともに当該系列を10日以内に動作可能な状態に復旧する必要がある。



非常用ガス処理系系統概略図